

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年12月7日開催分）

司会者： それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。
私は大阪地方裁判所第2刑事部に所属しております裁判官の伊藤寿と申します。
どうぞよろしくお願ひいたします。裁判員経験者の方々の意見交換会では、本当に毎回貴重な御意見をいただき、その都度、実際の訴訟の進行や検察官・弁護人の訴訟活動にも反映されておまして、そういう形で生かさせていただいていると思います。今日も忌憚ない御意見をぜひお願ひしたいと思っています。

西岡検察官： 大阪地方検察庁公判部で勤務しております検事の西岡剛と申します。
本日は皆様の意見を聞いて今後の職務の参考にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

安田弁護士： 大阪弁護士会所属の弁護士の安田と申します。よろしくお願ひします。
私は裁判員裁判は何度か経験をさせていただいているんですけども、難解な法律概念というのが今回のテーマということで、我々が司法試験で勉強した難しい概念を分かりやすく説明するということはかなり難しいんですけども、それがどういうふうに伝わっているのかということをお聞きして、今後の弁護活動の参考にさせていただきたいと思って今日は参加させていただきました。よろしくお願ひします。

西野裁判官： 大阪地方裁判所第3刑事部で勤務しております西野吾一と申します。
私も大阪地方裁判所で裁判員裁判の裁判長を務めておりますが、意見交換会での裁判員経験者の方々の声は大変参考になって、自分のやり方を改善する上で大変役立っていますので、今日もまた皆様の忌憚のない感想や御意見を聞かせていただけたらなと思っています。今日はよろしくお願ひいたします。

司会者： では、順番に進めさせていただこうと思っています。今回は難しい法律の考え方や言葉、そういったものをテーマとして審理した事件について御経験

なされた方がおいでになっております。まずは、裁判員を経験された全般的な感想をお聞かせ願えればと思います。経験する前と後で裁判員裁判のイメージは変わりましたか、あるいは、責任能力というのはやや難しい概念かもしれませんが、被害者や御遺族の方がいるのになぜ責任能力がないと無罪になるんだろう、それは被害者や御遺族からするとどうなんだろうというお気持ちをお持ちの方が、裁判を通して何かお考えが変わったところがあれば、そこもお聞かせ願いたいと思っております。これはやや大きなテーマですので、何か裁判員裁判に対するイメージや印象は変わりましたかということをお聞きしたいと思います。1番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者1：イメージは変わっておりません。ちょっとこれとは関係ないかも分からないですけど、交通費が最短距離というか最低金額で計算される。私は駅からの歩く距離を考えると違うルートの方がいいんですよ。そうすると金額が全然オーバーしてしまう。最初の説明やったら普通は1週間から10日ぐらいですけどもという説明があったんですけど、今回は相当かかりますということで前もって言われたときに、1か月でも毎日数百円を自腹で行くとなると、それはちょっと考えてもらいたいんですよ。

あと、私が担当した事件が暴力団が絡んだ事件だったんですね。法廷では、共犯として証人として出廷してくるだけなんですけども、何というんですかね、それはもう了解の上で引き受けたんですけども、先般報道されてるように暴力団関係者が裁判員に接触したというのがありました。ですから、できたら暴力団関係者については、破門されてるとかじゃなくてもね、破門されててもね、言葉悪いんですけど、本当にかたぎでやってるかどうかわからないんですよ。だから、できるだけ暴力団関係者の裁判は裁判員裁判で開いていただきたくないということおは思いました。

司会者：ありがとうございます。では、続いて2番の方、よろしいでしょうか。

裁判員経験者2：自分の場合は、裁判員を経験するまでは裁判は全く無縁のものと

思っていました、実際そんなもん関係ないと思っていたんです。逆に、全く無知で経験のないことを自分が経験できるということで参加させていただいたんで、すごく難しい内容だったんですけども、終わってみたらやっぱりこんな経験することはないので、裁判員裁判に参加してすごくよかったなと自分では思っています。

司会者：もしよろしければ、具体的にどの辺りがよかったのかも伺いでよろしいでしょうか。

裁判員経験者 2：まず、法廷というものが全く別世界で、自分たちがまさかそんなところで経験することがないので。あと、当然、難しい言葉やら普段ニュースでしか聞かない用語なんかを、裁判長や裁判官の方が一つ一つ丁寧に教えていただいて、すごく視野が広がったといいますか、そういう経験が普通ならできることではないんで、この裁判員裁判を通して経験できたことが、自分の中ですごくいい知識を持てたということにつながってよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3：私は裁判員を経験するのが2回目だったんですけども、1回目のときも、犯罪を犯す人も被害者になる人も特別な人かなと思ってたんですけど、今回もそうだったんですけど、普通に生活している人が被害者にも関係者にもなり得るんだなということを痛感しました。

司会者：ありがとうございます。4番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 4：私も2番の方と一緒に、最初はこの裁判員制度そのものも余り詳しく分かりませんでした。そういう話があって、年齢的にも70歳を超えていましたので辞退することもできたんですけども、家族、友達が、これは非常にいい経験になるはずだということで、私も一遍経験はしてみたいなと思っていました。参加して非常によかったのは、裁判員制度が我々一般の者が一応対応できるということが分かったことと、裁判官のイメージですね。いろいろお話しさせてもらいましたら、本当に普通の人というんですかね。私たち

のイメージは、何か裁判官といったらちょっと違う部類と思ってたんですが、それが一緒にお話しすることによって、ああ、司法の人たちとも何となく話げできたというような満足感もありまして、この経験は非常によかったと思つてます。今、町内会の人たちといろいろ話するときもですね、ぜひ断らないで参加するようにということで啓蒙している次第です。

司会者：ありがとうございます。5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者5：4番の方と同じく、選ばれたときに70歳以上でしたんで辞退しようかとも思ったんですけど、裁判員制度はどんなものかと、ちょっと見聞を広めようと思つて参加しました。全体的なイメージは、やっぱり開かれた裁判所というのかな。裁判官といえは、私のイメージでは4番の方と同じく、あの難しい司法試験を突破するというのはよっぽど頭の構造の違う人だと思つただけど、お会いしてみたら割合気さくに話をさせていただいたりとか、少しは開かれた裁判所のイメージに近づいたかなと思ひます。もう一つは、私は最初オブザーバーのつもりで参加したんですけども、ちゃんとワンオブという感じで1票の重みを持たないといけないということで、やっぱりいい加減なオブザーバー気分ではいけないなと思ひ直し、それ相当の覚悟で臨まないといけないなと思ひました。

司会者：ありがとうございます。御経験や御意見をぜひ幅広い方から聞きたいという気持ちを持っておりますので、70歳を超された方々が辞退なさらずにお願いいただいた点について、改めて本当にありがとうございました。

では、次の項目に移らせていただきます。まさに今回のテーマであります、法律的に難しい問題点が取り上げられた事件を御担当くださいました皆様においでいただいております。まずは、検察官や弁護人が、証拠調べの最初の段階で冒頭陳述というものを述べたと思ひます。そこで、争点は何であるのか、どの点にポイントを置いて審理に臨めばよいのか、そういったことが分かりましたか。もし分かりにくかったとしますと、どの点に問題があると思ひれますか

というのが、お聞きしたい事柄でございます。2番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2：最初の冒頭陳述の時点では、まだ始まりのことなので、自分たちも大体の内容を理解していたと思いますが、やっぱり進行の過程で、進めば進むほど難しくなってきた、分からないようになってきて、評議の最後のほうになったら頭がごちゃごちゃになりますし、ものすごく難しく難しくなっていく一方でした。最初の時点での冒頭陳述では、検察官の方や弁護人の方が出されているものがすごく分かりやすく書かれていて、それでも分からないことは、すぐに法廷が終わって部屋に戻って、今検察官の言ったところは意味が分からんとか、弁護側がこういうふうに言ったところは何のことやろうかとか、当然評議の中でも分からんことが出てきたらすぐに、今のはどうですかこうですかというのを、その都度その都度、裁判長や裁判官に聞いてたんで、またそれを丁寧に分かるまでちゃんと時間をかけて教えてくれたので、その進行の過程でも冒頭陳述の時点でも、最初から最後まで十分理解できて、曖昧なままで進んでいくということはなかったと思います。

司会者：ちなみに、2番の方が御担当された事件は殺人未遂罪の事件で責任能力が争点になった事件でしたよね。今のお話ですと、冒頭陳述やその後の手続においても、それほど理解に苦しむことはなかったということでもよろしいのでしょうか。

裁判員経験者2：冒頭陳述の最初の時点では、私たちは素人なので、難しく考えることがないので、まさかそんなに難しくなるということも思ってもないので、大まかには分かって、すごく理解できて、その内容を一つ一つ精査していく過程で、1枚の紙切れの内容が何十枚のページになっていくわけで、進めば進むほど難しくなっていくけど、最初の時点ではそういうふうに自分たちにも分かりやすくまとめられてたと思います。

司会者：ありがとうございます。続けて3番の方にもお願いしたいと思いますが、

3番の方の事件も殺人未遂罪の事件で責任能力が争点、問題になったということでもよろしいですね。最初の検察官・弁護人の冒頭陳述、それに限らずでも結構です。お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：私も2番の方と一緒に、検察官の方と弁護士の方が説明された内容が分かりにくかったりしたら、評議の部屋で裁判長なり他の方たちが、これはこういうことやったよということを分かりやすく説明してくださったんですね。ただ、一番頭がこんがらがったのが、被告人も被害者の方も証人の方にも全部あだ名、ニックネームが付いてたんですね。検察官の方は本名で言ってたんですが、弁護士の方がニックネームで言われるから、1人の人に対して名前が複数あったので、いちいちばらばら用紙を見て、この人はこの人なんだなと確認しながら聞かないといけなかったのが難しかった。裁判長にお願いして途中から統一していただけたんですけど、内容よりもそっちのほうはややこしかったというのが印象に残っています。

司会者：ありがとうございます。続けて、4番の方の事件ですけれども、殺人罪の事件で、こちらでも責任能力が争点となった事案でした。では、お願いいたします。

裁判員経験者4：皆さんと一緒になんですけれども、思ったより冒頭陳述のメモが検事さんのほうも弁護士さんのほうも分かりやすく、一つのストーリーを作るような形で見られましてね。内容も一応責任能力の説明も書いてありますし、そんなに大きく混乱することはなかったです。むしろ感心しましたね。こんな短い期間にちゃんと分かるようなまとめ方をしてるなという評価を私はしております。ただ、私が本当にもうちよつとちゃんと観察ができるように、事前に何かを持っておればなということは後で気がつきました。2回目があったら多分そういうことができると思うんですが、一番最初にどういうふうにもメモを見るのか、あるいはメモを取るのか、あとは、法廷でどういうところを見るのかとかですね。被告人なり検察官なり被害者なり、あるいは傍聴席の方なりを見る

ような余裕が作れる観察の仕方というのを一番最初に説明があったらなというふうに思いましたね。その説明はどういうふうにしたらいいかというのは別ですけど。帰ってからは聞くんですけども、それではもう終わってますんでね。行く前に、こういうところが少し要注意ですよとか、こういうところに観察の視点を置いたほうがいいですよとか、そういうアドバイスが裁判官の方からあったら、もう少し違う視点で見れたんじゃないかなというふうに思いました。

司会者：どの点にポイントを置いて審理に臨めばいいか分かりましたかというのがお尋ねした事柄でもあるんですが、それと関連して、実際の証人尋問なり被告人の話を聞くなり、又は証拠書類が朗読されるなり、そういったところで一体どこに着目すればいいんだろう、どこに意識を集中すればいいんだろうというのがやや分かりにくかったということですかね。

裁判員経験者 4：はい。メモを書くことに一生懸命になって、相手の表情を見逃したとかですね、そういうことがあるんで、これは経験の問題だろうと思うんですが、それが事前にある程度、こういう点、こういう点、こういう点ということで説明を受けてたら若干違ったかなという感想ですね。

司会者：ありがとうございます。5番の方の事件は、現住建造物等放火未遂、放火事件で、争うところは責任能力でした。では、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 5：今おっしゃったように現住建造物等放火未遂という何か難しいことみたいだったけれども、私自身は冒頭陳述で検察官・弁護人の意見がずっと頭に入りました。責任能力のことにつきましては、精神科医の方も来られていましたので、知的能力の判断ですね。それと、ちょっと些細なことなんですけど、私自身もっと聞きたかったのは、被告人が家族から暴力行為を受けていて、それでいたたまれなくなっているということなんですけど、被告人本人の言葉からはちょっと分かりにくかった。なので、その家族との関係をもっと知りたかったんですね。それともう一つ、学生時代の教師というんですかね、担任というんですかね、その辺の意見もちょっと聞いたらかなりプロフィールがもっとよ

く分かったと思うんですけど、その辺感じました。

司会者：ありがとうございます。そういったこの人の話を聞きたいのにとという人がどうして証人として来ないんだろうとか、又は来てくれたらよかったのになという事でございますね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：今の点について、十分証拠の整理をした上で審理を行っているつもりなんですけれども、検察官のお立場から何かございますでしょうか。

西岡検察官：実際に裁判が始まる前に争点整理というのは検察官、弁護士、それから裁判所を交えてやっている中で、どの範囲まで必要なのかというところはすり合わせてはいるんです。ちょっと答えにはならないのかもしれないんですけど、この人が犯人であるということには間違いがないとしても、何でこの人が捕まったのかというその割り出し経緯が正直争点にはならなかった場合に、裁判員の方から、できれば何でこの人が捕まったのかというところも立証してほしいかというような感想も聞いたことがあります。何というんですかね、法曹当事者がこれでいいのかなと、これで立証十分かなと思ったところ以外に裁判員の方が疑問を感じられるということがあるのかなというのは、改めて思いました。

司会者：ありがとうございます。では、1番の方をお願いしたいと思います。1番の方は逮捕・監禁致死事件ということで、監禁という言葉はどう考えればよいのだろうか、被害者が亡くなっているけれども、その因果関係をどうしたらよいのだろうか、そういった点が問題になった事件です。法律的に難しい問題点についての検察官や弁護人の冒頭陳述、それについての御意見がありましたらお願いしたいと思います。冒頭陳述は分かりやすかったとか、争点をちゃんとそこで理解できましたかとかいった点です。それと、冒頭陳述の後に証拠調べをしますよね。証拠調べに臨むに当たって冒頭陳述でどういった点がポイントで証拠調べに臨んだらよいのかが分かったかどうか、そういった点につ

いて振り返っていただけたらと思います。

裁判員経験者 1：私が担当した事件は、証人だとか事件の背景だとか、法廷で検察官が述べられたものの陰に、当事者の中ではいくらでも何かあるんじゃないかなという事件だったんですが、表面的には検察官側も弁護側もおっしゃってることは全て理解できましたし、裁判官からも十分説明されて、一つ一つに細かいレクチャーというんですかね、映像というか画像を使ったり、ホワイトボードで説明をしたり、裁判員から質問があれば、そういうレクチャーが必ずあったと思います。何か質問がありますかと裁判官が尋ねられて、そのまま素通りしたようなことは一度もなかったような記憶があります。ですから、一人一人がきちっと把握できていたと思います。

司会者：ありがとうございます。では、引き続き進めさせていただこうと思います。冒頭陳述の後に、実際の証人尋問を始めとした証拠調べがあったと思います。その証拠調べは、争点を判断するに当たって適切なものでしたか。この争点を解決するためにこの証拠調べを行っているんだという関係性が分かりましたかとか、又は、先ほど既に御意見が出たように、余りポイントを突かれなかったということも含めて、重ねてになるかもしれませんが、お願いしたいと思います。3番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 3：証拠調べで何があったかは分かったんですけども、被害者の方も加害者の方も証人の方も言ってることが微妙に全部違ったんで、そこが一番ややこしかったように思うんですね。皆さん記憶って、やっぱりちょっと時間が経ってたんで、ちょっとずつあやふやというのもあったし、みんなの言ってる立ち位置とかが全部違ったというのが一番ややこしかったです。どれが本当だろうというのが。ここがもうちょっと分かりやすく検察の方とかがやってくれていたらもっと分かったかなと思いました。すいません。

司会者：遠慮のない忌憚のない御意見を聞くのが目的ですので、もっとおっしゃっていただいて結構です。

西岡検察官：それに対して、少しいいですか。

司会者：では、お願いします。

西岡検察官：本当にそうなんですよね。人の記憶というのは、やはり日が経つにつれて変わっていきますし、例えば同じものを見ても同じように表現されないというか。逆に、それを、Aさんがこう言ってたからBさんもこう言いなさいというふうにはこちらもできませんので。そこは本当にありのままを話していただいて、その微妙なずれがあることは前提でやっていかざるを得ないという部分はあるんです。人の記憶の正確性、それと同じ景色を見ても、同じ状況を見ても、人によってまちまちであるというのが、自分たちもその現場でその事件を見ていけば一番いいんですけれども、そうではないところが本当に難しいなというのは思いますし、皆さん、裁判員の方もここは御苦労されてるのかなというのがよく分かりました。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございます。この点に関してよろしいですか。では、弁護人からもお願いいたします。

安田弁護士：証言される方それぞれによって見方とか表現が違うというのは、本当に検察官がおっしゃるとおりよくあるんです。例えば、ある人が色が黒だったと言って、ある人がグレーだったと言った場合に、その黒とグレーの違いが大きな違いなのか、注目すべき違いなのか、それとも些細なことであって飛ばしていいのかという、多分そこを分からないと変なところに引っかかってしまって何か理解しづらいということになると思うんです。だからその証言のどこに着目すればいいかというのを把握できるようにするというのが必要なのかなというふうに感じました。

西岡検察官：その点、今、弁護士さんからの話であったと思うんですけども、恐らく論告の中で、要はこの部分が一致しているんだから、中心となるところが一致しているんだから、立ち位置とか些細なところは余りにしないでくださいねというようなことは多分指摘していると思うんです。それでも、それは証言

が出た後でしかこちらとも言えないので、聞いているほうからすると、細かなところで違ったりして若干混乱はされるのかなとは思うんですね。ただ、最後に検察官としては、いろんなところで細かな違いはありますけれども、実はこの中心点で一緒だから矛盾はしてないんですというような形でまとめざるを得ないのかなとは思います。

司会者：ありがとうございます。3番の方、他にもあったらぜひおっしゃってください。

裁判員経験者3：確かにそのとおりだと思います。細かいことに引っかかってしまったんだと思います。

司会者：どれが細かいことか、どれが大事なことかというのをちゃんと分かるように証拠調べに臨んでいただくのは、それは法曹、裁判官も含めて検察官・弁護人の使命、役割だと思っていますから、そこが結果的にうまくいかなかったという御指摘を今いただいて、私たちが反省なり今後改めなくてはいけないと考えておりますので、本当に御意見ありがとうございました。

西岡検察官：ありがとうございました。

司会者：では、4番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者4：適切であるかどうかというのは、私たちにはもちろん分かりません。ただ、ちょっと混乱したのはですね、同じ責任能力の問題で、精神的な疾患の話で、これはやはり医者の見解が必要な事件だったと思いますが、その精神科医が説明してくれたんですけれども、それがもっと分からなくなってしまうんですね。果たしてそういう精神科医の選定とかそういうところは、十分その人の話を聞いてから法廷に立っていただいたのか。何か矛盾したような内容の記憶があります。どちらのほうを主張してるのかというのがちょっと分かりにくかったように思います。詳しいことは分からないんですけど、どうも精神科医が出てきて説明してくれたこと自体は、私が判断するには余り効果がないというように感じました。弁護人と検察官のそういう説明に関しては非常に

よかったと思います。

司会者：ありがとうございます。医師の証言が分かりにくかったという御指摘ですが、それは何か実際の出来事との結びつきがうまく説明されていなかったということでしょうか。

裁判員経験者 4：そうです。いわゆる判断するのに必要な回答が聞けなかったということで、判断するのに関係のないような病状は一生懸命説明があったんですが、じゃあ責任能力があるのかないのかとか、それを医師としてはどう見ているのかというような点では、ちゃんとしたものが感じられなかったです。

司会者：ありがとうございます。5番の方もお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 5：失礼ながら私の担当した放火事件は本当に単純明快と言ったら怒られるんですけど、焼け焦げた座布団とか、自転車とかごみ捨て場のフェンスとか、そういうのがちゃんと説明されていて、また画面にも映し出されましたし、結局、本人の責任能力の有無というのがどの程度までということに絞られていました。心神耗弱や心神喪失という辺りもよく分かりましたし、精神科医の方のお話も私は非常に納得しました。さっき家族が来なかったのはちょっと残念と申し上げましたけど、私の感想ではそういう証人なしでも十分私自身はすっとんと落ちたというか、納得がいきました。

司会者：5番の方の事件は、知的障害の影響により弁護人は心神耗弱を主張なさって、検察官は完全な責任能力がありますよという主張をされた、そういった事件でした。心神喪失と心神耗弱の違いはなかなか理解が難しいというふうに一般的に言われているんですが、今のお話をお聞きすると、そのところも理解に特別な困難は覚えられなかったようですね。心神喪失というのはこういうもので、心神耗弱というのはこういうものですよという、その違いも理解していただいたようですし、お医者さんの証言も理解していただいたようですので、非常にそれはよかったのかなと思っております。ありがとうございました。

では、1番の方にお伺いしますが、証拠調べは争点に即した適切なものでし

たか。

裁判員経験者 1：私の担当した事件は、監禁及び監禁致死ということで、証拠調べも十分させていただきまされたけれども、素人的にはややこしいものでした。ちょっとこの事件はお金絡みで、お金を貸し付けて、経営がちょっと苦しくなっているところへ数千万円を貸し付けて、返せないのは分かってるんじゃないかなど。数千万円を貸し付けたこの資金の流れが私らにしたら不思議でね。普通、潰れかけてる会社に数千万円を貸し付けるということは踏み倒されるおそれがあるのに、貸し付けたお金の流れが全然裁判上で検察官側から追及がなかったことが歯がゆかったです。

司会者：裁判員の方が知りたかったことや聞きたかったことと、検察官や弁護人や又は裁判所の設定した証人尋問と食い違いがあったということですかね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2番の方もお願いしてよろしいでしょうか。証拠調べは適切なものでしたか。

裁判員経験者 2：裁判長や裁判官の方から、一つ一つの事実、挙がってきた事実に比して、これは認められるのか認められないかを審理するのが自分たち裁判員のすることと言われていたんですが、当然、検察のほう白と言えば弁護側は黒、検察のほう黒と言えば弁護側は白、そういうことばかりで、普通に考えても、これは何でそうなるの、おかしいやろということでも、ちょこちょこ挟んでこられるので余計にすごく複雑に感じる事が多くて。精神科医の先生も、検察が連れてきた先生は、当然なんだろうけど、検察の言うことに沿った先生で、弁護側の連れてきた精神科医の先生は全く正反対のことを言って、結局、話が複雑なだけで、それで2日間終わって。それが裁判やと言われてたら裁判なんだろうけど、前もってそこらは、もうちょっと検察と弁護側で、何か事前協議じゃないんですけど、もうちょっと分かりやすく、複雑な裁判をちょっと減らすというか、何か複雑にし過ぎてて、余計にややこしくなって、時

間だけが無駄にかかっているなと思うところがありました。

司会者：ありがとうございます。1番の方がさっきおっしゃった裁判員の方々の気になるところと検察官や裁判官や弁護人が問題にしてるところが違うんじゃないかとか、また、今2番の方から、何か不必要なまでに対立しているのではないのか、判断の分かれ目のところと対立するところは本当に重なっているんですかという問題意識をおっしゃっていただきました。法曹のほうで何かコメントがございましたら、お願いしてもよろしいですか。

西岡検察官：1番さんの疑問の点について、私はこの事件に関わっているわけではございませんので何とも言えないんですけども、要は、その数千万円の貸付け自体が争われているわけではないので、そこに争点を持っていくのではなく、むしろ監禁したかしてないかとか、監禁と被害者の死亡に因果関係があるかという、そちらのほうメインの論点になっていますので、そこはやはり争点を絞り込むというところで絞ったのかなというふうには思います。

次に2番の方の検察側の医師と弁護側の医師の意見の対立というのは、それぞれが用意してくる証人なので対立が生じてしまうのはしょうがないとは思いますが、他方で、検察官としてできることというのは、弁護側の医師の証言を弾劾していくということで、弁護側の医師の証言が信用できないんだということを浮き彫りにしていくような尋問を検察官としてはしていかなければならないだろうし、他方で弁護側も同じように検察側の医師が信用できないということをその反対尋問で追及していく。それぞれで、検察側の証人は恐らく検察官のそういう答えを言う、弁護側の先生は弁護側の同じようなことを言う。でも、他方で、対立する先生の意見に対して検察官としてどんなふうにその先生の矛盾点を突いてくのかというのが検察官としての役目になるでしょうし、同じように弁護側もそうなる。そういうところが恐らく裁判で浮き彫りにできなかったのが、消化不良的なことになった要因なのかなと思いますし、今後、私たちもそういう事件を担当したときにはそれは十分注意しながらやっていきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

ございました。

司会者：他の方はよろしいですか。では、弁護人の立場から、お願いいたします。

安田弁護士：今、検察官がおっしゃったように、当然、検察側の専門家証人と弁護側の専門家証人というのは、意見の結論としては違う結論になることが多いかなと思いますけども、その過程の部分に関して全てが全てそれぞれ争いになっているわけではなくて、前提事実として共通する部分も結構あると思いますし、その部分に関してはやっぱり事前にできるだけ争点を整理して、例えば法律的には合意書面だとかそういう形でコンパクトにまとめたほうが分かりやすいのかなというふうには思います。あと、これは今ぱっと思いついたんですけれども、検察官がおっしゃったように、それぞれの専門家証人がお互いにこっちは信用できて相手方を信用できないというようなことを法廷でやり合うんですけれども、何か最終の結果的な短いものをぱっと法廷で出して、それ以前のもはもうちょっと事前に整理みたいなことをできないかなというふうに思いました。実際に可能かどうかは分かりませんが、なるべく事前に打ち合わせて、検察官と弁護人とのやり取りの中で、予想されるようなやり取りというのは、例えば事前に全員交えて話をするなりということでは何か絞れないのかなというふうには今思いました。

司会者：ありがとうございます。本当にまだまだ御意見を聞きたいところではありますけれども、一旦ここで休憩をとらせていただきます。また後半もよろしくお願いいたします。

(休憩)

司会者：では、次のテーマに入らせていただきますが、まさにこれは裁判官の責任、責務であります法律の解釈の説明です。法律の解釈の説明は裁判官の任務です。その解釈にのっとなって裁判員の皆様と裁判官とで事件に対するいわゆる当ては

め、適用といいますか、それをする事になります。その肝心の法律の解釈の説明は理解しやすいものでしたか。もし理解しにくいものであったとしますと、どの点に問題があると思いますかということでございます。4番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者4：法律の解釈ですので、裁判官の皆さんはそれのプロですから、聞いたことに関しては非常に分かりやすい回答をいただいて理解できました。ただ、その法律で決まってない部分がありますよね。例えば執行猶予とか、殺人の場合は刑が5年から20年だけれども、どの辺が妥当かとかですね。その微妙なところに対する説明は、これは法律的にはできないんでしょうから、その辺を我々が判断するのにですね、何かやっぱり、こういうふうな見方をするんだとかいうような、そういうものがなければしょうがないですけども、あるならば聞かせてもらったほうがよかったかなと思いました。それがないと、意見がぼんと違ってしまいうんですよね。何が妥当かというのはちょっとやっぱり判断しにくいところがありました。

司会者：心神喪失や責任能力といったところの説明は分かりやすかったけれども、刑を決めるときの考え方や目安といいますか、どう考えたらよいのかと、その部分が非常に難しかったということでしょうか。

裁判員経験者4：法律で決まってる内容に関しては当然ね、これは完全に説明してもらってますしね。ただ、法律でうたえないようなものがあるような感じがしたんで、もちろん過去のデータではこうだとか、そういうようなものも織り込んでやってもらいましたけれども、さらにそのような目安になるようなものがあれば助かるんじゃないかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方からもお願いしてよろしいでしょうか。

例えば、御担当された事例ですと、心神耗弱と弁護人が主張して、検察官はそうではなくていわゆる完全な責任能力ということをしていましたよね。完全な責任能力とはどういうものなんだろう、心神耗弱とはどういうものなんだろう

う、そういったところの解釈といいますか説明のところなんです。そのところは恐らく裁判官から説明があったと思うんですが、その説明は理解しやすかったですか。

裁判員経験者 5：被告人の具体的行動で責任能力の有無ということが非常に引っかかっておって、その中で、火をつける場合に手当たり次第にするのか、そうではなくてちゃんと計画的にするのか、その辺でちょっと私はよく考えたんですけども、裁判官からも弁護士からも被告人の犯行当日の行動を逐一詳細に説明していただいたので、法律の解釈というそんな大層なあれではないんですけど、私自身は納得しています。

司会者：ありがとうございます。1番の方にもお願いしたいと思います。法律の解釈について、例えば監禁というのはどう考えるのか、又は、被害者が亡くなったこととの因果関係が問題になったと思います。そういった法律の解釈についての説明はいかがでしたか。

裁判員経験者 1：説明は十分していただきました。ですから、理解した上でできました。

司会者：ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：自分も、自分の事件を担当してくださった裁判長や裁判官、先ほども言いましたけど、逐一説明していただいて、法廷に入る前にも、今日のこの事件はこういうことを話されますのでこうですよとか、今日は難しいことが話されますのでこうですよとか、それは前もってもそうですし、評議するときも、戻ってきてからでも、やっぱり逐一そういうふうに説明されていたんで、すごく分かりやすかったと思っています。

司会者：ありがとうございます。3番の方も、法律の解釈の説明についてお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3：私も他の方がおっしゃっているように法律の判断、理解とかは裁判長さんとか裁判官の方がいろいろ分かりやすく説明してくださったんですけど

ど、4番の方がおっしゃったように法律以外のところ、見えないところという
か、医療のこととか、裁判官の方も専門ではないところ、そういうところの話
合いというのは、みんなでハテナをいっぱい付けながらしました。

司会者：そこは証拠調べの中で情報が準備されていなかったのか、それとも出され
ただけけれども、内容がちょっと難しかったのか、どちらでしょうか。

裁判員経験者3：精神的な疾患の境界というか、ぎりぎりのところみたいだったの
で余計に分かりにくかったのかな。完全にこの人は100%精神的な疾患で責
任能力はないんですよということだったら分かりやすかったですけど、普段
は普通の生活をされているとか、でもこういうところは全然理解してはらへん
よねみたいところが、ちょっと分かりにくかったです。

司会者：ありがとうございます。では、続いて、証拠調べが終わって検察官・弁護
人がそれまでの証拠調べの内容を踏まえて最終の御意見である検察官の論告、
弁護人の弁論を述べていただいたと思います。これらについて適切なものでし
たかという点が次のお尋ねです。5番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5：これはいわゆる論告・求刑のことですか。

司会者：はい。

裁判員経験者5：先ほど申し上げた責任能力の有無とか心神喪失・心神耗弱の点も
何となく素人ですけど分かったつもりでおったのかもしれないけど、やっぱり自
分自身の頭の中で本当に被告人の立場に立ってとことん突き詰めて考えたのか
と言われたら、何となく最初に申し上げた自分自身の甘いところというかオブ
ザーバー的な気分が残っていたのではないかと今反省しております。ただ、こ
の論告・求刑については私は妥当なものだったと思います。これは個人的感想
で申し訳ないんですけど、弁護側の熱意というのかな、それがちょっと何か、
割合淡々とされてたような感じを受けました。

司会者：1番の方、お願いしてよろしいでしょうか。検察官の論告・求刑、弁護人
の最終弁論についての御意見です。

裁判員経験者 1：適切かどうかは、私は法律家ではないので、何が適切かどうかはよく分かりません。

司会者：この論告や弁論を評議のときに参考にして使えたかどうか、そういった観点で使えたか、使えなかったか。その点はどうでしょう。

裁判員経験者 1：もちろん全部聞いて、参考になりました。

司会者：ありがとうございます。2番の方、お願いしてよろしいでしょうか。論告と弁論についての御意見です。

裁判員経験者 2：自分たちが担当した事件に関しては、弁護側の最後の最終弁論がずたぼろでした。これはもうみんなが言っていました。何をしゃべってるか分からないと。時間的なものがあったんで早口で何を言ってるのか分からない。三十何ページもあるんですけど、全く伝わってこない。言ってる内容は、それは熱意があって、自分たちに訴えかけるように言ってもらってるんでしょうけど、全く話が頭に残らないし、早口で耳にも入ってこない。本当にもう全然やったな、素人が聞いてもあれじゃ駄目やなという感じでした。

司会者：長過ぎてポイントを把握することが難しかったということですか。

裁判員経験者 2：いや、始まった時点からもう早口で。向こうはもう分かっているじゃないですか。時間が押して、自分たちがこの場では残り1時間しかないのを。その中で三十何ページ全部伝えなアカン。向こうは時間の配分を考えていく分、始まった時点から早口なんで、始まった時点から何を言ってるか分からないんです。だから自分たちは配られてる資料を目で見て追っかけて、ただそういうふうに見てるだけで、話は入ってこなかったです。

司会者：ありがとうございます。一通り御意見を聞いてから、もし法曹のほうからコメントがあればお願いしたいと思います。では、3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。最終の論告・求刑や最終弁論についての御意見です。

裁判員経験者 3：私のところは、弁護士さんがすごく分かりやすかったです。ドラマ仕立てのようなスライドでストーリーのように説明してくださったので、引

き込まれるぐらい分かりやすかったです。あと、裁判で立証する責任は検察側にあると最初教えてもらったんですけども、最後に検察官の方が、私たちの裁判は殺人未遂だったんですけども、殺人未遂だったら何年で、もし仮に殺人未遂じゃなかったら何年というふうにおっしゃったんですね。私の中でその点がすごい疑問で、自信を持って殺人未遂じゃないんだというのが、へえっという感想でした。

司会者：3番の方の資料は2番の方の資料よりももっと長いページ数なんですけど、それでも分かりやすかったという点について、どの辺りに理由があると思われるのか、もし分かれば教えていただければと思うんですけど、どうでしょうか。

裁判員経験者3：例え話とかですかね。被告人の精神のキャパをバケツとかコップで水があふれるところまで行くか、普段はいっぱいじゃないけれども、このときはいろんなことが重なっていっぱいいっぱいだったという説明を、バケツとかコップの水とかに例えて分かりやすくスライドで説明してくださったのと、ストーリーのようだったことですかね。

司会者：ありがとうございます。4番の方もお願いしてよろしいでしょうか。論告・求刑、最終弁論についての御意見をお願いします。

裁判員経験者4：最終弁論に関しましてはですね、検察官の論告と弁護人さんの弁論、両方とも評議のときに参考に入れて話をしました。一つ弁護側がどうも押されぎみに感じた点として、まず声が小さかったです。それと、最初のお話と論告のときと人が違ったんですね。弁護人さんが2人いて、その1人の人は来なくて、もう1人の人がやったもんですから、なおさら声のトーンが小さくて我々に訴えるものが少なかったように感じました。

司会者：ありがとうございます。法曹のほうから何か御指摘、コメントがあればお願いいたします。

西岡検察官：3番さんの検察官の論告でというところですけども、これは恐らく殺人未遂というのと、もしそれが成立しなかった場合には暴力行為等処罰に関す

る法律違反ということで、凶器を示しての脅迫になるんじゃないかということで、検察官の主張が二段構えになっていたことが一つの分かりにくさの原因だったのかなと思うんですね。その辺り、そういう予備的訴因という言葉自体がそもそもなじみのない言葉でもありますし、検察官が二つの事実を主張するという事自体も、えっ、どういうことなのということにもなるかと思うので、もし裁判員裁判でそういう予備的な主張があるのであれば、そこはそういうものもあるんだという形で説明しなければ、かえって裁判員の皆さんに混乱を招く要因になるのかなと思いました。貴重な御意見ありがとうございました。

司会者：他の方はどうでしょう。

安田弁護士：なかなか弁護人に対して厳しい御意見をいただきました。非常に参考になります。弁護人の立ち位置、熱意という点なんですけど、なかなか弁護人の立ち位置というのは難しく、すごく被告人に近寄って被告人と一体化するような感じで思い入れを入れてしまうと、なかなか言ってることを信用していただけないという部分もあるし、かといって離れ過ぎて突き放したような感じになってしまうと、熱意がないと評価されてしまう部分もあるので、なかなかその立ち位置をどうするのかという点はすごく難しいなというふうに思います。それとあと技術的な面ですね。長い書面をお渡ししてこれを読むというのは、やっぱりなかなか分かりにくいというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。テレビでも画面に文字が出て、それが40分ぐらいずっと文字が並んでたら誰でも飽きると思いますし、やっぱり限られた時間の中で伝えたいことを伝えるというのは、それこそ工夫をしながらやる必要があるんじゃないかなというふうには思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者1：ちょっと質問したいんですけど、その早口で弁護したというのは、いわゆる国選ですか、私選ですか、弁護士さんは。私がどうしてこんな質問をするかというと、もし国選弁護人が、国から宛てがわれた弁護士がいいかげん

なことをしてるんだったら、被告人の権利が阻害されてるんで、公平な裁判と言えないと思うんでお聞きしたいんです。

安田弁護士：国選弁護人と伺っています。

司会者：これはむしろ弁護人や検察官ではなくて、いろんな事件を御覧になっている裁判官のほうから、国選弁護人と私選弁護人の違いについて普段お感じのところをおっしゃっていただけたらと思いますが、よろしいですか。私は全然違いはないと思っているんですけども。

西野裁判官：今伊藤裁判官が言われたように、国選弁護人だから、何か私選弁護人と比べて被告人のためにならない、簡単に言えば質の悪い弁護をしているということはないと思います。ただ、弁護士同士で力量の差というのは、これは個人個人ですのであるかなと感じます。

司会者：では、続いて、裁判員裁判に参加するに当たり心理的な負担を軽減するための方策について御意見をお聞かせください。裁判員裁判に参加してくださる方が、制度が始まった当初と比べるとだんだん下がってきているのが実情で、そういった報道をお聞きになったこともあるかと思います。少しでも心理的な負担を軽減することは大事なことかと思しますので、裁判員を御経験なさった方の率直な御意見をお願いしたいと思います。一巡しましたので、1番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者1：低下してきているというお話ですけど、それに影響があるかどうかは分かりませんが、私が最初に言わせてもらったように、暴力団関係者、元が付いておっても本当にそういう不法行為を行っていないとは限らないんで、そこら辺をちょっと考慮してですね、暴力団関係者が絡んでくるやつは民間人が裁判員をしない方法でやってもらいたいです。

司会者：ありがとうございます。2番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2：人それぞれ性格はあるんでしょうけど、心理的な負担よりも社会的な負担、やっぱりこの裁判員裁判がまだちゃんと意味のあるものとして浸透

していないというか。選ばれたという時点で、何選ばれてんねんみたいなのがやっぱりあるんで。仕事を休まないといけないというね。最初の通知が来た時点で、全員死刑にしたとか、ちょっとおかしいことを書いて初めから選ばれへんようにみたいなの、そういう考えの上司がいるのも現状なんです。やっぱり年配者、上の方からまずこの裁判員裁判をもっと理解して、皆が参加したいというようにしてもらいたい。経験したいという方も多い中で、でも実際は参加できない。参加したら、何してんねんと言われるのが現状なんで、そこらを何とかしてほしいです。

司会者：ありがとうございます。3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：今回、私が担当したのは殺人未遂の事案だったので、もし余りにも凄惨な現場写真とかあったらどうしようと思ったんです。今回は全然なかったからよかったですけど。あんまりえぐいというか凄惨な類いのものはちょっとやめたほうがいいのかなど。そのときは大丈夫でも、後からくるかもしれへんなという心配はあるので。

司会者：刺激的な証拠などの問題ですよ。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：今おっしゃったのは、そういった証拠を必要もないのに出すのは問題じゃないかということか、それとも、そもそもそういった事件そのものを裁判員裁判にするのはどうなのかということか、何かお考えがありますか。

裁判員経験者3：実際あった事件なら、証拠を見ないで裁判ってできないんで、プロの人たちが見て、これはちょっとあんまりやでというような写真があるような裁判は避けたほうがいいのかと思います。

司会者：貴重な御意見ありがとうございます。では、4番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者4：裁判員になって心理的にまいったというのは、やはり判決を下すことですね。私たちが3年だ5年だ10年だということをもそんなに軽々しく言

っていいのかというようなことを感じまして、そのことで悩みました。最後は、これはみんなで一生懸命考えた結果やからそれは気にしないでということで、楽になったとっていた裁判員もおられました。裁判員に選ばれた人はですね、やっぱり一つ自覚を持って、お互いが世のためにやってるんだと思うことのほうが大事だし、それをお互い話し合うのが一番大事だなというふうに思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5：冒頭に申し上げたように、裁判所に対する非常に心理的な高い壁があったんですが、それが非常に身近な感じになったのがよかったです。

司会者：ありがとうございます。

では、次の御質問をさせていただこうと思います。守秘義務についてやっぱり負担に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、それでもやっぱり必要だというお考えを持っていただきたいという気持ちもあるんですけども、守秘義務についての御感想や御意見がもしあれば、お願いしてよろしいでしょうか。2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：守秘義務そのものが守秘義務やから答えようがないですね。正直、最後の最後で守秘義務のことが引っかかるところがある方もおられるじゃないですか。自分もいい経験させていただいたと思ったけれども、守秘義務の最後のところで、自分たちが何十日も積み重ねてきたことが報われへん結果のときもあるわけじゃないですか。裁判員裁判を今回は経験したけど、2回目に来たら断ると思うんです。それはやっぱり最後に守秘義務のところで。もし考えが違った場合、そう思われる方も多いのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：最初は全部しゃべったらいけないのかなと思ってたんですけども、裁判長に、評議の部屋の話は言ったらいけないけれども、法廷のことは公開されてるから大丈夫と言われたときはちょっと気が軽くなったというか、守

秘義務のいいことと駄目なことというのが分かったというか、それでちょっとは楽になれたかなと思います。

司会者：ありがとうございます。4番の方、お願いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者4：私は守秘義務は必要だと考えています。一般の社会でも守秘義務がありますから。私も自治会なんかやってますと、個人情報なんかでも結構厳しいものはありますしね。今3番の方がおっしゃったように、公開の法廷で傍聴できる範囲のものはある程度話していいわけですから、そういう点で守秘義務がものすごい負担になってるということは感じませんでした。ですから、守秘義務は必要だと思っています。

司会者：ありがとうございます。5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者5：守秘義務という言い方をするから何か口にチャックというイメージがあるんですけど、私自身はそんなに守秘義務については心理的負担は感じませんでした。家族も周りの人間も、えっ、裁判員に選ばれたの、すごいねということだけで、どんな事件とかそういうことは一切聞かれませんでしたし、本当に負担と感じたことは全くございません。

司会者：ありがとうございます。1番の方、お願いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者1：特にないですね。議論している内容まで全然関係ない方に話すつもりもないし、そういうシチュエーションにもならないんで、別に今言われてる守秘義務だけだったら別に差し支えないですし、私個人は負担には感じていません。

司会者：ありがとうございます。法曹のほうから何かコメントございますか。ございませんか。

安田弁護士：今日は貴重なお話をお聞かせいただきありがとうございました。今日感じたことで気になった点は、裁判員の方は恐らく法廷に入ってから終わるまで、多分100%の力で、全力で一字一句漏らさずにという感じで聞かれていると思うんですけれども、どこが手を抜いてというか聞き漏らしてもよくて、

どこがしっかり聞かないといけないというのが、我々しゃべる側は分かっているけども、裁判員の側、受け取る側はなかなかその判断ができにくいので、それで集中力が途中で切れて、途中で切れると何かもう言葉が耳に入ってこなくてという、そういう部分での分かりにくさというものがあるのかなと思いますので、何か事前に、例えば、誰々さんの証人尋問をやるということであれば、どこをポイントに聞くとか何かそういう辺りを事前に把握していただけるような形にする必要があるかなというふうに感じました。

司会者：ありがとうございます。では、本当に長時間ありがとうございました。貴重な御意見をいただきまして、本当に感謝いたします。お忙しい中、お寒い中おいでいただきまして、重ねてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以 上